

刈谷市ホームページバナー広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、刈谷市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び刈谷市ホームページ広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、刈谷市が公開・管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「バナー広告」とは、ホームページ内に表示する広告で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の範囲等)

第4条 広告主及び掲載する広告の内容等については、要綱及び基準に基づくものとする。

2 前項の規定は、広告のリンク先（リンク先ページと関係が深いと市が認めたりリンク先を含む）のホームページの内容についても準用する。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1カ月単位とし、具体的な掲載期間は第9条で規定する募集要項で定める。

(広告の規格等)

第6条 市ホームページに掲載する広告の規格等は第9条で規定する募集要項で定める。

(広告枠の募集方法)

第7条 広告枠は、広告主又は広告代理店に適正な価格で売り渡すものとし、具体的な募集方法は第9条で規定する募集要項で定める。

2 前項の規定により、広告枠を広告代理店に売り渡した場合は当該広告代理店が広告の募集を行なう。その際、刈谷市は市ホームページ等で募集要項等を公開する。

(広告代理店)

第8条 刈谷市は、市ホームページに掲載する広告枠を広告代理店に売り渡し、募集等に関する取扱業務を広告代理店に委託することができる。

2 広告代理店の決定に際し、別紙様式1「刈谷市ホームページバナー広告取扱業務申込書」により、入札を行ない、入札額が最も高かった者を広告代理店とする。入札額が同額だった場合は、抽選により決定する。

(募集要項)

第9条 広告の募集及び選定などに必要な事項は、広告を掲載しようとするホームページを管理する企画財政部長が、募集要項で定める。

(広告掲載の申込受付)

第10条 広告掲載の申込受付は、別紙様式2「市ホームページバナー広告掲載申込書」を広告主(広告枠を広告代理店に売り渡した場合は当該広告代理店)から受理して行う。

(広告主の審査及び決定)

第11条 広告を募集した課等の長は、前条の申込を受付後、要綱、基準及び本要領に基づき、広告主及び広告を審査し、掲載する広告を決定する。

2 前項の決定は、別紙様式3「市ホームページバナー広告掲載決定通知書」を広告主(広告枠を広告代理店に売り渡した場合は当該広告代理店)に交付して行う。

附 則

この要領は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

年 月 日

刈谷市ホームページバナー広告取扱業務申込書

刈谷市長

住所（所在地）

申込者 氏名（名称）

代表者職氏名

㊞

下記のとおり、刈谷市ホームページバナー広告取扱業務を申込みます。

記

担当者氏名	
電話番号	
F A X	
電子メール	
入札額	_____ 円（消費税相当額除く。）
提出書類	<ol style="list-style-type: none">1 法人登記に係る現在事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票の写し）2 住所を有する市町村の市町村税（法人市民税又は個人）の納税証明書（市外の事業所等のみ）3 事業概要（パンフレットなど、個人事業主の場合は、事業主の身分証明書） ※ 証明書等については、発行日から 3 か月以内のもの

平成 年 月 日

刈谷市ホームページバナー広告掲載（変更）申込書

刈谷市長

住所（所在地）
申込者 氏名（名称）
代表者職氏名 ⑩

下記のとおり、刈谷市ホームページへバナー広告の掲載を申込みます。

記

- 1 広告主名・リンク先 URL
別添のとおり
- 2 バナー広告データ
別添のとおり
- 3 広告主資料（所在地・代表者名・業種等）
別添のとおり

様式3（第11条関係）

平成 年 月 日

刈谷市ホームページバナー広告掲載決定通知書

申込者氏名

刈谷市長 竹 中 良 則

下記のとおり、刈谷市ホームページへバナー広告の掲載を決定します。

記

- 1 掲載決定内容
別添のとおり